

【フランス】 浪費に対する闘い及び循環経済に関する法律の制定

前主幹 海外立法情報調査室 三輪 和宏
(海外立法情報調査室在籍時に執筆)

* 2020年2月10日、資源の有効利用、廃棄物発生管理、リサイクルの促進、環境保護を図り、それを通して循環経済を実現するための「循環経済法」が制定された。

1 背景と経緯

(1) 循環経済ロードマップ

フランスでは、近年、熱波¹や高温による森林火災が毎年のように発生し、市民の間に気候変動を原因とする生態系の変化に対する懸念が広がっている。また、大量の廃棄物の発生による自然破壊と処理費用の増大も課題となっている。気候変動や大量の廃棄物は、過剰な消費を常態とする経済活動の結果として生まれており、経済発展と環境保護を両立させる社会の在り方が求められている。

フランス政府は、資源の有効利用、廃棄物発生管理、リサイクルの促進、環境保護を重視した循環経済を実現するため、利害関係者（国会議員等の各種公選職、官公庁、実業界、環境保護団体、消費者団体、一般市民等）との協議を2017年11月から2018年2月にかけて行い、「循環経済ロードマップ（Feuille de route économie circulaire）」を2018年4月23日に発表した²。これは、循環経済への移行を開始するという目標を達成するための50の具体的な対策を提示し、国の機関、地方自治体、企業、市民等に広く働きかけるものである。

循環経済ロードマップには、例えば、次のような対策が示された。①2020年から、電気製品に対して修理可能性に関する指標を設ける。これを用いて、製品の修理のしやすさを消費者が素早く認識できるようにする。②製品がリサイクル可能なこと及びその分別収集について示すトリマン（Triman）・ロゴマーク³の表示を普及させる。③汚染者負担の原則⁴に基づいて、製品の製造者に対して、その処分に関する責任を持たせる範囲を拡大する。例えば、玩具、スポーツ用品、レジャー用品等への拡大を図る。④大都市におけるペットボトルと金属缶の回収を促進するために、消費者がそれらをリサイクルに回した場合に、一定のキャッシュバックが得られるシステムの試行を行う。⑤循環経済の観点を重視しつつ、行政省庁の公共調達を遂行する。例えば、再生紙を50%以上使用し、大型車両にリトレッドタイヤ（再生タイヤ）を使用し、リサイクルの業務用電話機を使用する。

(2) 循環経済法

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年4月6日である。

¹ 2019年6月には、フランス南部で同国の史上最高の気温である摂氏46度を記録した。

² “50 mesures pour changer de modèle,” 2018.4.23. Ministère de la Transition écologique HP <<https://www.ecologie.gouv.fr/economie-circulaire-50-mesures-changer-modele>>

³ 消費者、リサイクル、分別収集を意味する3つの図柄を組み合わせたロゴマークを作成したため、トリマンと呼ばれる。トリム（trim）は、フランス語で3つを意味する。

⁴ 公害防止費用すなわち環境汚染の防止と制御に必要な費用は、全て汚染の原因者が負担すべきであるとする公害法の指導原則。『日本大百科全書（ニッポニカ）』（『ジャパンナレッジ・データベース』より）

循環経済ロードマップの発表の後、政府は、その中で示された幾つかの対策を含め、循環経済実現のための法律案を策定し、2019年7月10日にフランス議会上院に提出した。この法律案は、審議促進手続⁵が採用され、両院協議会が開催された後、2020年1月21日に下院で可決、同月30日に上院で可決し、成立した。その後、同年2月10日に大統領審署を経て、「浪費に対する闘い及び循環経済に関する法律第2020-105号」⁶が制定された。通称「循環経済法 (Loi économie circulaire)」である。公布は、翌11日であった(フランスは原則、同日施行。)

2 循環経済法の内容

この法律は、全6章130か条から成る。章構成は、第1章：廃棄物発生及管理及び防止のための戦略的目標(第1条～第11条)、第2章：消費者の情報(第12条～第29条)、第3章：浪費に対する闘いとしてのリユース・リサイクル及び機能的経済・サービス経済⁷の推進(第30条～第60条)、第4章：製造者の責任(第61条～第92条)、第5章：不法投棄に対する闘い(第93条～第106条)、第6章：諸規定(第107条～第130条)である。

(1) 廃棄物発生及管理及び防止のための戦略的目標(第1章)

- ① 2030年までに、2010年と比べて、住民1人当たりの家庭ごみを15%削減し、1事業所当たりの産業廃棄物を5%削減する。特に、建設業からの廃棄物を削減する。(第3条)
- ② 2030年までに、家庭ごみの5%をリサイクルの対象にする。特に、電気製品、繊維製品、家具のリサイクルを進める。(第4条)
- ③ 2025年1月1日までに、プラスチックを使用する場合、100%再生プラスチックを用いる。(第5条)
- ④ 2040年までに、使い捨てのプラスチック包装の流通を終える。このための削減目標、リサイクル目標等を2021～2025年の期間について(その後は5年ごとに)デクレ(政令)で定める。(第7条)
- ⑤ 政府は、産業界、地方自治体、消費者団体、環境保護団体と協議し、2022年1月1日までに使い捨てのプラスチック包装の削減とそのリサイクルに関する国家計画を策定する。この計画は、行政規則レベルのものとし、製造業者の責任、包装に関する販売・流通の規制についても含める。(第7条)
- ⑥ 包装におけるリサイクル品の使用を推進し、2023年に全体の5%を、2027年には全体の10%をリサイクル品とする。(第9条)
- ⑦ 食品は、その生産・加工・流通・消費の各段階で廃棄物が発生することを特徴とするが、2025年までに、流通段階及び商業向けでない食堂(学校食堂、病院食堂、社員食堂等)において、2015年と比べて50%の食品廃棄物の削減を達成し、2030年までに、生産・加工・消費の段階及び商業食堂(レストラン等)において、2015年と比べて50%の食品廃棄物の削減を達成する。(第11条)

⁵ 先議の院で法律案提出から6週間、後議の院で法律案の送付後4週間が経過した後でなければ、本会議の審議を行うことができないという原則について、これを適用しないことを認める手続。

⁶ Loi n° 2020-105 du 10 février 2020 relative à la lutte contre le gaspillage et à l'économie circulaire. <https://www.legifrance.gouv.fr/download/pdf?id=tlvlnK1-pPYKGFzbZJvgnB0La5rYk6ys5dm_FwTPZs=>

⁷ 機能的経済、サービス経済ともに、製品とサービスを一体的に提供するもので、結果として環境への負荷を減らす傾向がある。具体的には、カーシェアリング等。

(2) 消費者の情報（第2章）

(i) 製品の環境的特性の表示（第13条）

廃棄物を発生させる製品の生産者と輸入者は、マーク、ラベルその他の表示方法を用いて、製品の環境的特性について消費者に知らせる。この表示は、購入時に示されていなければならない。環境的特性とは、例えば、リサイクル素材の配合とその割合、再生可能資源の使用、耐久性、堆肥化⁸可能性、修理可能性、リサイクル可能性、有害物質・貴金属・希土類⁹の存在をいう。なお、環境に配慮した等の曖昧な表現は認められない。

(ii) 修理可能性指数・耐久性指数の新設（第16、19条）

新たに、修理可能性指数（交換部品の入手可能性等を10点満点で示すもの）、耐久性指数（製品の信頼性・堅牢性を数値化し、修理可能性指数を発展させ、又は補完するもの）という指標を設ける。2021年から、特定の電気製品（洗濯機、掃除機、テレビ等）に対して、修理可能性指数を表示する。2024年から、特定の製品（一部の電気製品等）に対して耐久性指数を表示する。また、製造業者・輸入業者から修理業者に対して交換部品が提供されるまでの期間は、従来の2か月以内から15営業日以内に短縮する。

(iii) トリマン・ロゴマークの表示（第17条）

廃棄、リサイクル等の分別表示に関して、製品の種類ごとに様々な表示が行われており理解が難しい従来の状況を改め、家庭用の製品については、トリマン・ロゴマークを表示するものとする。ただし、ガラス容器に入った飲料については、この限りでない。

(3) 浪費に対する闘いとしてのリユース・リサイクル及び機能的経済・サービス経済の推進（第3章）

(i) 売れ残り製品の廃棄の禁止（第35条）

食品ではない、未販売の新しい製品（衣類、靴、家庭用品、本、電気製品等）が売れ残った場合に、それらを焼却し、又は埋め立てて廃棄することを禁止する。これらの製品の生産業者、輸入業者、流通業者は、社会的活動を行う団体等への寄附又はリサイクルという方法で、売れ残り製品を処分しなければならない。ただし、焼却等により廃棄すべきことが規定されている製品、リサイクルに安全上のリスクがある製品等については、この限りでない。

(ii) 国と地方自治体によるリサイクル製品の調達（第56、58、60条）

2021年から、国と地方自治体が毎年調達する製品については、製品の種類に応じて20～100%の割合で、リサイクル製品又はリサイクル素材を含有した製品を調達しなければならない。国と地方自治体が購入するタイヤは、リトレッドタイヤ（再生タイヤ）を原則とする。ただし、緊急車両、軍用車両については、この限りでない。国と公施設法人が、一時的に使用する建物を取得する際に、新築建物と同等の品質と安全性が確保される場合には、リフォームされた中古建物を除外してはならない。

⁸ 有機物が、微生物による発酵や土壌動物による食餌利用を通じて、植物の成長に寄与する成分や土壌改良材に変換されること。コンポスト化ともいう。「高倉式コンポスト：第3章 コンポスト化技術—基本的な考え方」p.1. 北九州国際技術協力協会 HP <http://www.kita.or.jp/upload/_special/takakura_3.pdf>

⁹ レアメタルの1種で、スカンジウム、イットリウム等の17の元素の総称。発光材料等の工業用途で使用される。

(4) 製造者の責任（第4章）

(i) 汚染者負担の原則の適用拡大（第62条）

汚染者負担の原則に基づいて、特定の製品の製造者は、製品の処分に対しても責任を有している。従来、包装、電気製品、電池、タイヤ、紙類、繊維、靴、家具等に、この原則が適用されていたが、その対象範囲を拡大し、建設資材、玩具、スポーツ用品、レジャー用品、園芸用品、タバコ、チューインガム、衛生用の繊維（ペーパータオル、おむつ等）等に対しても適用を行う。

(ii) プラスチック製ペットボトルのリサイクルのための回収（第66条）

プラスチック製ペットボトルのリサイクルのための回収率（目標）を、2025年に77%、2029年に90%とする。また、2030年までに、使い捨てのプラスチック製ペットボトルの使用数を半減させる。環境エネルギー抑制局（Agence de l'environnement et de la maîtrise de l'énergie）¹⁰は、毎年、前年の回収率を取りまとめて公表する。2023年に公表される2022年の回収率に成果が見られないと判断される場合、政府は、新たな回収システムとして、消費者がペットボトルをリサイクルに回した場合に、一定のキャッシュバックが得られるシステム¹¹の検討を行い、その実施手続を定めることができる。

(5) 不法投棄に対する闘い（第5章）

(i) 罰則の強化（第93、98条）

廃棄物の不法投棄者に対して、市町村長は、15,000ユーロ¹²以下の反則金を科すことができるものとする。

(ii) 建設工事と造園工事の見積りの要件、廃棄物処理に係る無料伝票の発行（第106条）

建設工事と造園工事の見積りにおいては、当該工事において発生する廃棄物の処分・管理方法、そのための費用を記載する。当該工事を行った業者が、廃棄物処理業者に廃棄物の処理を行わせる場合、廃棄物処理業者は当該廃棄物を受領した旨の伝票を無料で発行する。この伝票は、廃棄物処理が適正に行われたことの証明になる。

(6) 諸規定（第6章）

・ 鉱油の使用制限（第112条）

2022年から包装に鉱油¹³を使用すること、2025年から公衆向けの印刷で鉱油を使用することを禁止する¹⁴。

参考文献

- ・ Pierre Médevielle, *Sénat Rapport*, n° 682, 2019.7.18. <<https://www.senat.fr/rap/r18-682/r18-6821.pdf>>
- ・ Véronique Riotton et Stéphanie Kerbarh, *Assemblée nationale Rapport*, n° 2454, tome 1, 2019.11.29. <https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/rapports/cion-dvp/l15b2454-t1_rapport-fond.pdf>

¹⁰ エコロジー移行省（Ministère de la Transition écologique）の下に置かれる公施設法人。環境保護とエネルギー使用の抑制を促進する役割を担う。

¹¹ 保証金システム（dispositif de consignation）と呼ばれる。保証金は、キャッシュバックを指す。

¹² 1ユーロは約127円（令和3年4月分報告省令レート）。

¹³ 石油など、鉱物質のあぶら。植物油、動物油脂の対立概念。『デジタル大辞泉』

¹⁴ ①食品を包装したものに鉱油が使用されていた場合、それが食品に移ること、②再生紙に鉱油が含有されていた場合、再生紙から作られた紙箱等から鉱油が食品に移ることによって、健康上の悪影響があるという指摘がある。「食品安全関係情報詳細—ドイツ連邦リスク評価研究所（BfR）、食品中のミネラルオイル成分に関するFAQを公表（1/2）」食品安全総合システムHP <<https://www.fsc.go.jp/fscis/foodSafetyMaterial/show/syu04850020314>>